

令和7年4月

各 県外妊婦健康診査実施医療機関・助産所 御中

松阪市健康福祉部こども局
こども家庭センター

松阪市妊婦一般健康診査事業の実施について（お願い）

平素は、松阪市の母子保健事業に格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

松阪市では母子保健法第13条に基づき、妊娠高血圧症候群や心身障害等の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導を行い、安全な分娩と健康な児の出生につなげるため妊婦一般健康診査事業を実施させていただいております。

松阪市に住民票を有する妊婦が、里帰り等により三重県外で妊婦一般健康診査を受診された場合、健診料を助成させていただきますので、お手数をおかけしますが、健診の対応や結果の記録の記入等にご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、健診内容の詳細につきましては、別紙「県外医療機関・助産所における松阪市妊婦一般健康診査事業について」をご確認いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、下記までご連絡をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

〒515-0078

三重県松阪市春日町一丁目19番地

松阪市役所 健康福祉部 こども局

こども家庭センター（健康センターはるる内）

電話 0598-20-8087 FAX 0598-26-0201

県外医療機関・助産所における松阪市妊婦一般健康診査事業について

1 内 容

- 【対象者】 健診受診日に松阪市に住民票がある妊婦
- 【回数】 14回以内（松阪市での受診回数を含む）
- 【健診内容】 妊婦一般健康診査として通常行われる検査および診察
- 【助成額】 松阪市が県内医療機関等に委託する契約単価を上限として助成します。お支払いいただいた額が上限額に満たない場合は、実額となります。

2 受診票（依頼票・結果票）について

母子健康手帳等と同時に「母子保健のしおり（妊婦一般健康診査結果票）」を配布しておりますので、保護者記入欄に記入漏れがないことをご確認いただいたうえで、母子健康手帳と結果票に記入をお願いいたします。貴院で実施される健康診査項目に当てはまらない場合は、項目記入は無し（未記入）としてください。

結果票4枚（複写用紙）のうちC票は医療機関控えとしてご利用ください。A・B・D票は、妊婦ご本人にお渡しください。

※ 結果票の記入における文書料等につきましては、助成対象外となります。

※ 受診結果及び検査内容について電話で確認させていただく場合がありますのでご了解ください。

3 健診費用について

医療機関窓口で妊婦から健診費用を全額徴収してください。

受診後6か月以内に妊婦もしくはご家族が、市へ申請手続きをし、受理後、妊婦健康診査として行われた内容につき、松阪市が県内医療機関等に委託する契約単価を上限に助成します。

申請の際に健康診査に要した費用の証明として、領収書が必要となりますので発行をお願いいたします。その際、保険外診療につきましても明細表を添付していただければと思います。